

第 号議案

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和二年 月 日

福岡県知事 小川洋

理由

効率的な情報の管理及び利用並びに県民の利便性の向上を図るため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の規定により個人番号を利用し、及び特定個人情報を提供する事務として、新たに高等学校の専攻科に係る修学支援金の交付及び支給に関する事務を追加する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成
二十七年福岡県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中一〇の項を一一の項とし、一二の項から九の項までを一項
ずつ繰り下げ、一一の項の次に次のように加える。

三 知事	福岡県私立高等学校専攻科修学支援金（規則で定める支援金をいう。以下同じ。）の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
------	--

別表第一に次のように加える。

一二 教育 委員会	福岡県立高等学校専攻科修学支援金（規則で定め る支援金をいう。以下同じ。）の支給に関する事 務であつて規則で定めるもの
--------------	---

別表第二中一五の項を一六の項とし、一二の項から一四の項までを一
項ずつ繰り下げ、一二の項の次に次のように加える。

三 知事	福岡県私立高等学校専攻科修 学支援金の交付に関する事務 であつて規則で定めるもの	高等学校等就学支 援金の支給に關す る法律による就学 支援金の支給に關 する情報であつて 規則で定めるもの
------	--	--

別表第二に次のように加える。

一七 教育 委員会	福岡県立高等学校専攻科修学 支援金の支給に関する事務で あつて規則で定めるもの	高等学校等就学支 援金の支給に關す る法律による就学
--------------	---	----------------------------------

支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

別表第三中七の項を八の項とし、二の項から六の項までを一項ずつ繰り下げ、一の項の次に次のように加える。

二 知事	福岡県私立高等学校専攻科修学支援金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの	福岡県立高等学校専攻科修学支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
------	--	---------------------------------------

別表第三に次のように加える。

九 教育委員会	福岡県立高等学校専攻科修学支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	知事	福岡県私立高等学校専攻科修学支援金の交付に関する情報であつて規則で定めるもの
---------	---------------------------------------	----	--

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

